

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 3 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開	平成 2 8 年 3 月 4 日	午前 1 0 時 0 8 分
	閉	平成 2 8 年 3 月 1 4 日	午前 1 1 時 4 7 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開	平成 2 8 年 3 月 1 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散	平成 2 8 年 3 月 1 4 日	午前 1 1 時 4 7 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	欠 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	池 田 健 一 郎	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	古 越 弘	出 席

会議録署名議員	11番 内堀 恵人
	12番 市村 千恵子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	茂木 康生
局長補佐兼係長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副町長	渡辺 晴雄
教 育 長	櫻井 雄一	会計管理者	山本 邦重
総務課長	尾台 清注	教育次長	重田 重嘉
企画財政課長	土屋 和明	保健福祉課長	古畑 洋子
町民課長	荻原 浩	建設水道課長	大井 政彦
産業経済課長	荻原 春樹	税務課長	内堀 淳志
消 防 課 長	土屋 寛		
議 事 日 程	別紙		
議長 の 諸 報 告	別紙		
会 議 事 件	別紙		
会 議 の 経 過	別紙		

第 1 回 定例会 会議録

平成 28 年 3 月 14 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (古越 弘君) これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

五味高明議員、所用のため、欠席する旨の届け出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 3 月 4 日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

- ――― 日程第 1 議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する
条例案について―――
- ――― 日程第 2 議案第 10 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する
条例案について―――
- ――― 日程第 3 議案第 11 号 御代田町行政不服審査会条例を制定する
条例案について―――
- ――― 日程第 4 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 5 議案第 13 号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する
条例案について―――
- ――― 日程第 6 議案第 14 号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する
条例案について―――
- ――― 日程第 7 議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について―――
- ――― 日程第 8 議案第 16 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に

- 関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 9 議案第 17 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 10 議案第 18 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例案について――
- ――日程第 11 議案第 19 号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例案について――
- ――日程第 12 議案第 20 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 13 議案第 21 号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する
条例案について――
- ――日程第 14 議案第 22 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例案について――
- ――日程第 15 議案第 23 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する
条例案について――
- ――日程第 16 議案第 24 号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案について――
- ――日程第 17 議案第 25 号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 18 議案第 26 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 19 議案第 27 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案について――
- 議長(古越 弘君) 日程第 1 議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正
する条例案について、日程第 2 議案第 10 号 御代田町防災会議条例の一部を改
正する条例案について、日程第 3 議案第 11 号 御代田町行政不服審査会条例を
制定する条例案について、日程第 4 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第5 議案第13号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、日程第6 議案第14号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について、日程第7 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第8 議案第16号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第9 議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第10 議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第11 議案第19号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第12 議案第20号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第13 議案第21号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について、日程第14 議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について、日程第15 議案第23号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について日程第16 議案第24号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第17 議案第25号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第18 議案第26号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について日程第19 議案第27号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) おはようございます。

1ページをお開き願います。

平成28年3月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

- 議案第 9 号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 10 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 11 号 御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案について
- 議案第 12 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 13 号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 14 号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 16 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 17 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 18 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 19 号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 20 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 21 号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 22 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 23 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 24 号 御代田町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 25 号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 26 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 27 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

について

本委員会は、上記提案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第9号から議案第27号についてを、一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第9号から議案第27号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第9号 御代田町国民保護協議会条例の一部を改正する条例案について、議案第10号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について、議案第11号 御代田町行政不服審査会条例を制定する条例案について、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第13号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、議案第14号 御代田町公文書公開条例の一部を改正する条例案について、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第16号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条

例の一部を改正する条例案について、議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第19号 御代田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第20号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第21号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について、議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について、議案第23号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、議案第24号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第25号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第26号 御代田町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第27号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり、決しました。

――日程第20 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案について――
○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1ページをお開き願います。

平成28年3月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長(古越 弘君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) なし。

○議長(古越 弘君) 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第28号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第28号 平成28年度御代田町一般会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第21 議案第29号 平成28年度御代田町御代田財産区特別会計

予算案について―――

―――日程第22 議案第30号 平成28年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

- ――日程第 2 3 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計予算案について――
- ――日程第 2 4 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計予算案について――
- ――日程第 2 5 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療
特別会計予算案について――

○議長(古越 弘君) 日程第 2 1 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、日程第 2 2 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、日程第 2 3 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 2 4 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、日程第 2 5 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 1 ページをお開き願います。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第 2 9 号 平成 2 8 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について

議案第 3 0 号 平成 2 8 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第 3 1 号 平成 2 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

議案第 3 2 号 平成 2 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第 3 3 号 平成 2 8 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第29号から議案第33号についてを、一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第29号から議案第33号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第29号 平成28年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、議案第30号 平成28年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第31号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第32号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第33号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第26 議案第34号 平成28年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

―――日程第27 議案第35号 平成28年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

―――日程第28 議案第36号 平成28年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について――

――日程第 29 議案第 37 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について――

――日程第 30 議案第 38 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計

予算案について――

○議長(古越 弘君) 日程第 26 議案第 34 号 平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、日程第 27 議案第 35 号 平成 28 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、日程第 28 議案第 36 号 平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、日程第 29 議案第 37 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、日程第 30 議案第 38 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計予算案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) 3 ページをお開きください。

平成 28 年 3 月 14 日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第 34 号 平成 28 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第 35 号 平成 28 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第 36 号 平成 28 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について 議案第 37 号 平成 28 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第 38 号 平成 28 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第34号から議案第38号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号から議案第38号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第34号 平成28年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第35号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第36号 平成28年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第37号 平成28年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第38号 平成28年度御代田小沼水道事業会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第31 議案第39号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案

(第7号) について―――

○議長(古越 弘君) 日程第31 議案第39号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案(第7号) について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1 ページをお開き願います。

平成 28 年 3 月 14 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第 39 号 平成 27 年度御代田町一般会計補正予算案（第 7 号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長（古越 弘君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案に
ついては、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任
委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第 39 号についてを議題とし
ます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 39 号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第39号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第32 議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算案（第3号）について――

――日程第33 議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について――

――日程第34 議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案（第2号）について――

○議長（古越 弘君） 日程第32 議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、日程第33 議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、日程第34 議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1ページをお開き願います。

平成28年3月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第40号から議案第42号についてを、一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号から議案第42号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第41号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第42号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第35 議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案(第3号)について―――

―――日程第36 議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案(第2号)について―――

○議長(古越 弘君) 日程第35 議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について、日程第36 議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） 3ページをお開きください。

平成28年3月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第43号、議案第44号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号、議案第44号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、議案第44号 平成27年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第37 請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願――

――日程第38 請願第10号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める

意見書提出の請願――

○議長(古越 弘君) 日程第37 請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について、日程第38 請願第10号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について、審査報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 4ページをお開き願います。

請願審査報告書

1. 審査の結果

(1) 不採択とすべきもの

1. 件名 請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願

(3月4日の議会において付託)

理由 国民の生命と平和な暮らしを守り抜き、日本の「抑止力」を高めるものであると判断した為。

2. 件 名 請願第10号 米軍輸送機C V 2 2 (空軍)・M V 2 2 (海兵隊)
両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願

(3月4日の議会において付託)

理 由 日米安全保障条約に基づいてなされる必要な訓練であると判断した為。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成28年3月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第9号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、請願に賛成する者の発言を許可します。

野元三夫議員。

(6番 野元三夫君 登壇)

○6番(野元三夫君) 議席番号6番、野元三夫です。

ただいま総務福祉文教常任委員長より報告がありました、「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願は、賛成採択をして、意見書を提出すべきと考えますので、委員長報告に対し、反対の討論を行います。

私は、究極的には国家間の問題や民族間及び宗教的な諸問題解決に当たっては、

武力を用いずに話し合いによる解決が理想と考えています。

一方、今のわが国を取り巻く状況等を見ると、自衛隊が必要であり、日米安全保障条約も集団的自衛権も必要と考えている方も多いと思います。

私も、理想は理想とし、現時点では個別自衛権や災害時における自衛隊の災害派遣での活躍を見ていると、自衛隊は必要であると考えております。しかし、集団的自衛権には反対です。

反対理由は、いくつもありますが、2つの理由に絞り、討論を進めてまいりたいと思います。

まず、1つ目の理由です。ここに1冊の本があります。題名は「日本人は人を殺しに行くのか」。副題は「戦場からの集団的自衛権入門」であります。衝撃的な題名で、一瞬、私は戸惑いを感じました。そして、ページをめくったところで、もっと大きな戸惑いを感じました。戸惑った文章、短いので、ちょっと読みたいと思います。

「集団的自衛権の行使を容認しないと、アメリカは日本を助けてくれない。そのうち、中国、北朝鮮、韓国が日本に戦争を仕掛けてくる。国連P K Oへの自衛隊の派遣は、世界の役に立っている。イラク戦争で自衛隊に戦死者は出ていない。あなたはそう思っていないだろうか。でも、これが誰かにとって都合のいい嘘だったとしたら？ 本当は、集団的自衛権の行使容認なんて必要ないのに、必要かもしれないと思込まされているとしたら？ それどころか、日本人が海外で人を殺し、殺される一歩手前まで来ているとしたら？」

こういう文章でございます。

著者は伊勢崎賢治さんという方で、ご本人は紛争屋と名乗っておりまして、国連P K O上級幹部として東ティモール等での武装解除や、また日本政府特別代表としてアフガニスタンでの武装解除を現場で指揮をされていた方です。現場を体験されてきた方の実感が書かれていると感じました。ぜひ、今日は無理ですが、この書籍は多くの方に読んでいただきたいと思います。この本で、この場で本の内容を長々と紹介するわけにいきませんので、2点だけ紹介いたします。

1点目です。2014年、安倍内閣が集団的自衛権を閣議決定する際に、パネル等を使い、説明された15の事例についてですが、ほとんどが個別自衛権で対応できる事例である。あるいは集団的自衛権行使に当たらない、国連が絡んでいる事例

であると説明されており、今回の法律は必要ないと語られております。

2点目です。自衛隊は法的に警察予備隊のまま存在しており、警察組織の延長でしかなく、軍隊であれば、持っていなければならない軍事法典や軍事法廷がないので、軍法がない自衛隊が海外に派遣されるのは大変な問題であると説明されております。そして、国連PKOでも、NATOなどが行っている集団的自衛権でも、日米地位協定のような協定を結び、派遣先で民間人を巻き込む過失を発生させてしまった場合、訴追免除を受け、自国の軍法で裁くのだが、自衛隊法には自衛隊が国外で犯した過失を裁く規定すらないのだそうです。では、日本国内の刑法を使えばいいのかといえば、日本の刑法には国外犯規定というものがあり、日本人が海外で犯す業務上過失致死傷を裁くことはできないそうです。現在、PKOで派遣されている自衛隊が過失を犯してしまった場合、一体誰が裁くのでしょうか。

実例としまして、2007年、イラク戦争にアメリカの民間軍事会社の人間が戦場という恐怖から、非武装の民間人に向かい、銃を乱射し、11名ものイラク市民を死亡させるという事件が発生しましたが、イラクの法律でもアメリカの軍法でも裁くことができない状態にあり、アメリカは国際社会から強烈な非難を浴びたそうです。今の自衛隊は、これと同じ状態にあるそうです。

このような不完全な組織を、今以上に海外に出すことは、国益に適ったことなのでしょうか。

また、安倍総理の「この国を守る決意」という本の中で、軍事同盟というのは、血の同盟であって、日本人も血を流さなければ、アメリカと対等な関係にはなれないと語っております。

血を流すのが、当たり前だと語る政治家が推し進めるような法律は、とても恐いことであり、廃止すべきだと私は思っております。

2つ目の反対理由を述べさせていただきます。

私は戦後という言葉が大好きです。私は戦争を知りません。本、テレビ、映画などで戦争ものを読んだり観たりすることが多くありますが、戦車や戦闘機、空母を見て、私自身は格好よいとも思います。

片や、戦争体験者の体験を読んだり聞いたりすると、胸が痛くなり、何があっても戦争だけは起こしてはならないと考えております。格好いいのは映画の中だけ。現実には、恐怖と悲惨さだけだと思います。この法律が施行されれば、還暦に近い年

齢の私は、戦争や紛争解決の現場に赴く機会はないかとも思いますが、子や孫たちに、そのような機会が巡ってこないとは言い切れません。絶対にそんな経験はさせたくありません。

去年は戦後70年でした。10年後も20年後も、戦後を私は祝いたいと考えます。戦争を知らない国民が多数となっている国が世界196カ国の中に何カ国あるのでしょうか。私は何カ国あるか知りませんが、もし日本だけだとしたら、すごいことだと思います。日本人が戦場において70年も人を殺したり殺されたりしていないということも、すごいことだと思います。こんな記録は、もっともっと延ばすべきだと考えます。戦後を続けていきませんか。日本には9条があり、武力行使を行わない、稀な国であるとの認識が多くの国々にあるそうです。このような認識を崩しかねない安全保障関連二法は、すみやかに廃止すべきと考えますので、ぜひとも請願に賛同いただけることをお願いいたしまして、私の討論を終わりにいたします。

○議長(古越 弘君) 次に、請願に反対する者の発言を許可します。

池田るみ議員

(1番 池田るみ君 登壇)

○1番(池田るみ君) 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について、反対の立場から討論いたします。

平和安全法制が、昨年9月19日に成立し、米国から「成立に祝意、日本の防衛能力を高める」、英国からは「世界の平和安定及び反映を確保する」など、国際社会から多くの支持する声が寄せられました。しかし、日本では戦争法であるとして恐れ、怒り、許せないとの声がまだ上げられています。

戦争ほど残酷なものはありません。平和は皆が望んでいる世界共通の願いであります。なぜ、この平和安全保障制度が必要であるのか、1つには日本を取り巻く安全保障環境が激変し、厳しさを増していることに対応するためであり、北朝鮮の弾頭ミサイルの関連技術の飛躍的な進化などは、その一例と言えます。こうした中、日米防衛協力体制の実効性をより向上させ、隙間のない防衛体制を構築することで、抑止力を高め、未然に防ぐということでもあります。日本を取り巻く安保環境は、今年に入って北朝鮮が1月6日には4回目の水爆実験を行い、矢継ぎ早に2月7日には長距離弾道ミサイルが発射され、厳しい安保環境が現実のものとして国民の前に

現れております。

そのような中、日本が直接攻撃を受けてから、いよいよ防衛出動としたい、するといったことで本当に国民の生命、財産を守ることができるのでしょうか。憲法が作られた当時とは、状況が全く変わっています。

そこで成立した平和安全法制は、日本が直接他国から攻撃を受けなくても、例えば日本の防衛のために日本近海の公海上で警戒監視活動を行っているアメリカ艦船等への武力攻撃があり、それを放っておけば、いよいよ日本の国民の生命、自由、幸福追究の権利が根底から覆されるような明白な危険が明らかな場合には、自衛隊はこれを排除することができます。

しかし、これはあくまでも自国防衛のためであります。他国を守ることが目的では決してありません。自衛隊の武力行使については、自衛の措置の新3要件に該当した自国防衛にのみ許され、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使をできないとする政府の憲法9条の根幹は堅持され、先取防衛の憲法9条の精神を変えるものではありません。

今回の請願において、この法律は存立危機自体の名の下に、政府の判断で集団的自衛権を行使し、とありますが、武力行使が認められる存立危機事態は、1つは攻撃国の意思・能力、2つに、事態の発生場所、3つに事態の規模・対応・推移、4つに我が国の戦渦が及ぶ可能性、5つに国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などを判断要素としています。その上で事態認定の国会承認に関し、民主的統制として、国会の事前承認の原則は確保されており、政府は国会の判断の基礎となる十分な情報開示、提供が義務づけられています。

事態の認定において、政府は恣意的な判断、運用はできないよう、歯止めが利いています。また、新法である国際平和支援法において、自衛隊を海外に派遣するための条件として、1つは国際法上の正当性、2つに国民の理解と民主的統制、3つに隊員の安全確保の3原則を定め、例外なき国会の事前承認を義務づけています。

国会では、衆・参両院合わせて220時間もの審議を行ってきました。決して拙速ではなく、まして強行採決、強行成立ではありません。

平和安全法制は戦争を未然に防ぎ、国民の命を守りきるための戦争防止法であり、戦争につながるものでは決してありません。平和を築くためには、何よりも重要なのは、平和的手段である外交であり、国と国の対話であります。平和安全法制で抑

止力が強化され、外交を行うための土壌ができました。

今回の北朝鮮の長距離弾頭ミサイル発射に関して、平和安全法制の整備や日米貿易協力の指針の改定により、日米間の緊密な情報連絡、協力がスムーズに行われ、平和安全法制の整備ができたことが、今回の事態に対応する積極的な意味がありました。国民の平和と安全を守るために、平和安全法制、安全保障関連二法は、重要であり、廃止をしてはなりません。

よって、本請願は不採択といたします。

○議長(古越 弘君) 次に、請願に賛成する者の発言を許可します。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番、市村千恵子です。

請願第9号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

これまで歴代政府は憲法9条の下に容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるものとし、集団的自衛権の行使は、日本に武力攻撃がなくても、密接な関係国とともに武力を行使することであり、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるので、憲法上許されないとしてきました。しかし、安倍内閣は、一昨年7月1日、国民多数の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行し、昨年5月には、集団的自衛権行使を具体化する平和安全法整備法案、10法案と、新法の国際平和支援法の11法案をまとめて提出しました。

この集団的自衛権行使を具体化する一連の法案が、国会で審議されている中、この御代田町議会におきましては、昨年6月議会で集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書を賛成多数で提出したところであります。

しかし、昨年9月19日、安倍政権は参議院本会議で、集団的自衛権を具体化する平和安全法制整備法と、国際平和支援法の安全保障関連二法を強行成立させました。この法律は、存立危機事態の名の下に、政府の判断で集団的自衛権を行使し、他国の戦争に武力行使をもって参戦する道を開き、重大危機事態、国際平和共同対処時代をもって、戦闘の恐れのある地域まで、自衛隊を派兵し、武力行使と一体の兵端活動を繰り広げることを可能とするものです。さらにPKOや米軍主導の多国

籍軍の活動に参加し、武器使用も伴う治安維持活動や駆けつけ警護も行えるようにし、平時から米軍を自衛隊が守り、防衛大臣の判断で、集団的自衛権行使をできるものとなっています。

このようなことは、戦争放棄、戦力不保持を謳い、武力の行使、威嚇も交戦権も禁じた憲法9条の下では許されないことです。参議院の憲法審査会で、自民党推薦を含む参考人の3名の方が、安保法案を違憲と断じたことで、憲法学者の9割以上、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官らが挙って憲法違反だ、違憲だと表明しています。

今、北朝鮮や中国の驚異に対して、国の安全を守るには集団的自衛権の行使が必要との意見もありますが、武力を行使すれば、戦闘状態に陥り、戦争へと拡大していくのではないのでしょうか。戦争放棄、戦力不保持を謳い、武力の行使、威嚇も交戦権も禁じたこの憲法9条の下、日本の取るべき安全保障政策は、安保理決議や国際法に基づいて、粘り強く対話、平和外交がより求められているのではないのでしょうか。

世界に誇る憲法第9条を守り、9条を生かした平和な日本を築いていくことを心から望んでいます。自衛隊が同盟国の武力行使に参戦し、殺し殺されるということが、いよいよ現実のものとなってきます。戦争で真っ先に犠牲になるのは、未来ある若者です。若者を戦場に送り、殺し殺される戦闘をさせるわけには絶対にいかないという思いを強くしています。

以上のことから、御代田町議会におきましても、「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願が採択されましよう、心よりお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長(古越 弘君) ほかに討論はありませんか。

井田理恵議員。

(2番 井田理恵君 登壇)

○2番(井田理恵君) 議席番号2番、井田理恵です。

「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願に対しまして、文言の点で私は請願に対して不採択の意見で討論いたします。

こちらの請願文の中で請願趣旨の中、本文10行目の中に、「この法律の違憲性

は」となりまして、文章は読みませんが、その述語になっております言葉の中に、「憲法に違反する法律は無効です。違憲の法律が国会の数の力で強行成立することがまかり通れば、日本は憲法なき国家、無法国家になってしまいます」となっております。この「無法国家になってしまいます」「法律の違憲性」となっております。この文言について、私はちょっとひと言述べさせていただきます。

憲法第 89 条 公教育の財産の支出の中で、「公金、その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛事業に対し、これを支出、又はその利用に供してはならない」とあります。もってすれば、私学助成は憲法違反となります。このような整合性のない文言を承認することは、私はできないと考え、このたび集団的自衛権行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願に対して、文言が適切ではないと考え、反対の不採択の討論をいたしました。

○議長(古越 弘君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、討論を終わります。

これより、請願第 9 号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第 9 号を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手、少数であります。

よって、請願第 9 号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

この際、暫時休憩します。

(午前 11 時 05 分)

(休 憩)

(午前 11 時 17 分)

○議長(古越 弘君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

続いて、請願第 10 号についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、請願に賛成する者の発言を許可します。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番、市村千恵子です。

請願第10号 米軍輸送機CV22・MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

2012年の米海兵隊MV22オスプレイ普天間基地配備に続いて、昨年5月12日に米空軍CV22オスプレイ10機が2017年から東京横田基地に配備されることが、アメリカ国防相から発表されました。

垂直離着陸機オスプレイ、開発段階から2015年5月まで、8回墜落、38人の乗務員が死亡しています。特にCV22は、沖縄やアメリカ本国、グアム、ハワイ、韓国などに配備されている特殊作戦部隊を乗せて、超低空で敵地に進入、強襲作戦などを行う輸送機で、その訓練も、敵の攻撃を回避するために、高度60mから30mでの超低空飛行や夜間山岳訓練など特殊訓練を行うと、訓練マニュアルCV22、作戦手順に明記されています。そのため、非常に高い事故率を記録しています。

今、日米防衛協力の指針ガイドラインの下で、同盟調整メカニズムの設置等が合意され、各種の共同演習が実施されて、日米軍事一体化が急速に進んでいます。両オスプレイの訓練空域は、MV22が長野県下の北アルプスから戸隠、飯山、栄村を経て北上するブルーノート等7ルートで、CV22は長野、群馬、新潟3県にまたがるエリアH等、国内4エリアを含む6カ所と発表されました。昨年11月5日付の信濃毎日新聞では、エリアHには長野、上田、須坂、小諸、中野、茅野、佐久、東御、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、山ノ内町、高山村、木島平村、栄村の17市町村が入ることが明らかになりました。

昨年12月の一般質問において、オスプレイ訓練空域該当の町の対応について、

質問しました。町長の答弁では、昨年10月15日付で、長野危機管理部長名で、御代田町に環境レビューについての照会があり、この中で御代田町がオスプレイの飛行訓練の対象地域となることということで検討しても、これまでオスプレイの安全性の確認等に関する要請を国に対して言ったり、それから行ったり、それから情報提供などを要請しているところであるという県の対応との報告もありました。また、この中で、危機管理部のほうからオスプレイ訓練空域の環境レビューに対する意見や質問について、御代田町としてはオスプレイの訓練が行われることになれば、住みやすく良好な環境が壊されてしまう、そういう危険性があることから、当町の上空でオスプレイの訓練は認めることはできません。絶対に認められないという意見を述べたということです。

また、その他として、県としては国に対し、オスプレイの安全性や訓練期間、訓練時間、飛行訓練コースなど、具体的内容について関係自治体及び地方住民に事前に十分説明すること、関係住民、自治体に説明するということを求めているわけですが、私からはこのオスプレイの飛行訓練というのは何らかの形で行政や住民などに説明すればよいという程度の問題ではないと、説明すればよいという内容のような軽い問題ではないということで、長野県としてオスプレイの県内空域での飛行訓練は認めないという断固たる姿勢で対応をしてほしいということを申し上げた、との答弁でありました。

3月3日付の信濃毎日新聞によれば、「米軍オスプレイ県内空域訓練、ルート・時期、説明なく。県の質問に防衛局回答」とありました。

県が昨年10月に県内全市町に募った米空軍への問い合わせに基づく回答ですが、具体的な飛行ルートや訓練時間は、説明がなかった。訓練の事前通告や情報提供、住民説明会などの情報が得られれば、すみやかに知らせ、丁寧に説明したい、との報道もあります。

県危機管理部の吉原正夫危機対策幹は、米軍との関係上、防衛局の回答は、精一杯の内容と受けとめた、とあり、日米関係を端的に表しているのではと感じたところであります。

日本の上空の訓練飛行に対して、具体的な飛行ルートも訓練時間も明らかにされない。これで住民の安心・安全な住環境が守れるのでしょうか。米軍機の騒音の問題でも明確な回答は、ありませんでした。

ぜひとも議会としても町と歩調を合わせ、当町の上空でのオスプレイの訓練は認めることができないとの思いを示していただきたいと思います。

以上のことから、米軍輸送機C V 2 2・M V 2 2両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願が採択されますよう、心よりお願い申し上げます。

○議長(古越 弘君) 次に、請願に反対する者の発言を許可します。

井田理恵議員。

(2番 井田理恵君 登壇)

○2番(井田理恵君) 議席番号2番、井田理恵です。

請願第10号 米軍輸送機C V 2 2(空軍)・M V 2 2(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願に対して、反対の立場から討論いたします。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層の厳しさを増す中、平成27年6月22日、参議院決算委員会にて安倍首相は、オスプレイの配備はわが国の安全保障において大変重要であると認識をしています。その上において、この運用に際しては、安全確保はもとより、周辺住民の方々の生活への最大限の配慮が大前提であります。政府としては、M V 2 2オスプレイの普天間飛行場への配備に先立ち、独自に安全性を確認しております。

具体的には、防衛省・国交省、大学教授など、政府内外の航空技術、航空安全や事故調査の専門家、航空機パイロットなどからなる分析評価チームを設置し、またチーム委員をアメリカに派遣して、米軍における過去の事故の原因を独自に分析することなどによって、わが国におけるM V 2 2オスプレイの運用の安全性を確認しているわけである、とあります。

またさらに、昨年、わが国もオスプレイを導入することを決定しました。その検討過程において、各種技術情報を収集、分析、オスプレイが安全な機体であることを改めて確認しております、と正式答弁しています。

また、C V 2 2・M V 2 2は、基本的に同推進システムを有し、構造も共通しており、アメリカ政府がわが国における運用に際し、安全を徹底することも確認しています。

また、その意義については、日米安全保障条約に基づき、わが国に駐留する在日

米軍は、その抑止力を通してわが国の安全に寄与し、極東における国際平和及び安全の維持に寄与しています。

他方、在日米軍施設や訓練が沖縄県内に集中している現状を踏まえ、沖縄の負担軽減を図ることも重要とされ、整備・推進をしているところです。

また、災害、大規模災害発生の際の災害救助活動などでも、迅速かつ広域、広範囲にわたり、人道支援、災害救助活動がなされています。東日本大震災での友達作戦が私たちの記憶にも新しいところでございます。参考資料をいただきました。東日本大震災における米軍特殊作戦部隊の活躍ということで、353特殊部隊は、東日本大震災における災害救援活動で活躍した米軍部隊の1つです。353特殊作戦軍は、東日本大震災の翌日には横田飛行場へ展開し、5日後の2011年、平成23年3月16日には、自衛隊とともに仙台空港において滑走路の瓦礫の撤去、航空管制の復旧、航空機による復旧に必要な資・機材の輸送などを行い、同空港の迅速な復旧に貢献いたしました。

また、3月11日、先頃の東日本大震災追悼式典において、天皇陛下が在日アメリカ軍の災害復旧支援に深く感謝するとのお言葉があり、私自身、深く感銘いたしました。

なお、政府は地元国民の方々に懸念があることを十分踏まえ、理解が得られるよう、丁寧に誠意を持って説明していくとしています。このたびの請願は、これらのすべてを否定することにもつながりかねません。当町町民の中にも、さまざまな意見があると考えます。近隣市町村の中でもさまざまな関係性や県・国との働き、それから関係性があります。そして、働き、つながりもさまざまです。また、県や市町村連合として、各市町村の中でそういった要請をしているのであれば、さらにそれは独立した議会としては、ほかの議会との状況を見守る中、十分慎重な態度が必要かと思われまます。よって、ただいま他市町村の議会でも審議中でもございます。時期尚早と考え、この請願につきまして、私は不採択としたいと存じます。

○議長(古越 弘君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、討論を終わります。

これより、請願第10号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第10号を採択することに、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手、少数であります。

よって、請願第10号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願については、不採択とすることに決しました。

ただいま町長より、議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について――

○議長(古越 弘君) 追加日程第1 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

(税務課長 内堀淳志君 登壇)

○税務課長(内堀淳志君) 追加日程第1 議案第45号についてご説明いたします。

議案書の裏面、1ページをお願いいたします。

議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

記

住 所 御代田町大字御代田3818番地3

氏 名 大 井 秀 夫

生年月日 昭和28年11月27日生

平成28年3月14日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

提案理由であります。議会全員協議会においてご説明させていただいたとおり、同委員会委員の1名が退任されました。

このことから、その後任として大井氏を選任したいので、議会の同意を求めます。

大井氏は、児玉区在住で、佐久市において司法書士、土地家屋調査士事務所を開業されており、固定資産について、識見を有しております。

なお、任期は前任の残任期間となりますので、平成30年12月31日までとなります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(古越 弘君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり選任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――退職者あいさつ――

○議長(古越 弘君) 閉会に先立ち、3月31日をもって退職される課長より、あいさつを願います。

土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） 議長の許可をいただきました。

3月末をもって退職いたします。就職以来42年、なかんずく、議会の皆様方と関係の深かった8年間を振り返りまして、お礼とおわびを申し上げたいと思います。いろいろなことでお世話になり、ありがとうございました。

茂木町政は、ほぼオール野党という状況でございました。課長職として町の町政を円滑に進めるように努力をしてみたいところではございます。時には強い口調であったり、議会の皆様方に失礼な発言をいたしまして、陳謝をしたことは、携帯電話の件ばかりでなくて、あったところではございますが、これもひとえに、立場は違えどもよいまちづくりをとという立場で、今までやらせていただきました。失礼な点は、改めておわびをいたします。

最後に、議会の皆様のますますのご発展を御祈念申し上げますとともに、退職いたしましても町民でいる予定でございますので、見かけましても石など決して投げないようにお願いをいたしまして、退任に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（古越 弘君） 続いて山本会計管理者。会計課長。

（会計管理者 山本邦重君 登壇）

○会計管理者（山本邦重君） このたび、退職に当たり、このような場を設けていただき、議会の皆様にはまことにありがとうございます。

18歳で奉職し、42年という歳月は長くもあり短くもあり、無事務めを終え、こうしてあいさつできること、まことに光栄に思い、感謝しております。課長職として5年間の間は、何かと至らぬ点多かったと思いますし、いろいろにわたりお世話になりました。改めて皆様にお礼を申し上げます。これまでの経験を糧に、心新たに晴耕雨読ということで歩んでまいりたいと思います。

終わりに、皆様のご多幸、ご活躍を祈念しまして、退任のあいさつとさせていただきます。

（拍手）

○議長（古越 弘君） 続いて重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） このたびは、このような機会をありがとうございます。

私も42年間という、昭和49年、勤めて以来、主に一番長かったのが、町民課15年でありました。そのうち、福祉関係が9年間、それでは建設課8年間、そして平成3年からは議会事務局の係長として4年間お世話になりました。その当時は、市町村合併の合併協議なんかが盛んに行われていまして、周辺の市町村との協議会があったりすれば、議員の皆さん方とそういう研修の場に行かせていただいて、いろいろな勉強をさせていただきました。それで教育委員会へ来て3年間、これで終わるわけでございます。多くの方々と接しまして、いろいろな研修、それからそういったことで勉強する機会が持てましたことを、本当に感謝いたします。

今後は、これで家の財産を守るために、家のほうへ当面入りまして、あとは91歳の父親の介護等をしていきたいというふうに思っております。

今後、御代田町議員の皆様のみますますのご活躍と、御代田町の発展をお祈りしております。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長(古越 弘君) 続いて、土屋消防課長。

(消防課長 土屋 寛君 登壇)

○消防課長(土屋 寛君) 御代田町消防課長の土屋でございます。

佐久広域連合御代田消防署長も兼ねております。

定年に先立ちまして、ひと言ごあいさつさせていただきます。

消防生活42年、御代田町での災害、事故、事件に関わってまいりました。後残り2週間ですけれども、まだ気持ちを引き締めて対応したいと思っております。

浅間山の山林火災、150ヘクタールが焼失した火災が、私の消防人としての第一歩でした。日航機の墜落事故、普賢寺の火災、荒町での土砂崩れ、台風による河川の増水、湯川の決壊、浅間山の噴火と、その時の状況が目には浮かびます。

また、昭和50年から救急業務のほうも御代田町は開始されたところでございます。今でも一番先に出ました救急の事案については、鮮明に覚えておりますし、またそのような現場で亡くなった方と接した場面につきましても、しっかり覚えております。特に浅間サンラインが開通する前には、国道18号線、これ、メイン道路でありまして、かなり大きな事故がありました。

特に今でも覚えているのは、大型トレーラーの暴走によります、今の小沼農協のスタンドですよね、あそこへ飛び込んだ事故、複数の方が巻き込まれまして、犠牲

となっております。当時は現在と違いまして、シートベルトの着用は義務づけなし、そしてエアバックも付いておりません。また、車自体も安全構造ボディというようなこともなく、運転している方にもダメージは激しかったのです。

そして今年に入りましては、軽井沢でのバス事故での大きな犠牲というようなこともございました。

佐久広域消防7署あるうち、このように議会の皆様と接しているのは、御代田と軽井沢の署長2名だけです。本当に貴重な体験をさせていただきました。

後任には、またすばらしい人材が来ると思いますので、どうぞ可愛がってやってください。

1年という短い期間でしたが、議員の皆様とお付き合いさせていただきまして、本当にありがとうございます。これからもご健康で、ますます御代田町のためにご活躍することを心よりお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。お世話になりました。

(拍手)

○議長(古越 弘君) 最後に、茂木議会事務局長。

(議会事務局長 茂木康生君 登壇)

○議会事務局長(茂木康生君) あいさつの機会をいただき、まことにありがとうございます。

議会議場で、公務でなく、私事で発言できるというのは、これが本当に最初で最後じゃないかというふうに思っております。

先に、あいさつしました同僚より、短い期間ではありましたが、37年間お世話になりました。

振り返りますと、やはりいろいろなことがありました。楽しかったこと、辛かったこと、やりがいのあったことなど、いろいろあります。一つひとつ挙げることはできませんけれども、あえて一つ取り上げますと、ローマの休日のオードリーヘップバーンではないのですが、ローマということを行った場面がありましたが、私にとって1年ではありましたが、保育園の経験は非常に楽しく、子どもたちの笑顔を見ることができたということは、本当に宝物だなと、本当に町の宝物だということを実感したところでございました。また、自分の考えなんかを少し改める機会にもなったような気がいたします。

役場に勤務できたことで、多くの経験とたくさんの方々と関わり合いができました。これが財産となり、今の自分となっているような気がいたします。皆様方の温かいご指導や支えに深く感謝し、お礼を申し上げたいと思います。

終わりに、御代田町、御代田町議会のますますのご発展と、また最後の1年、またご縁あって議会に戻ってまいりましたけれども、局長として議員の皆様と関わり、またお世話になりました。議員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、お礼と退職のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長(古越 弘君) 5人の課長には、長い間の勤務、大変ご苦労さまでした。

退職後も、ますます憎まれるほどご健勝でご活躍されますよう、ご祈念を申し上げますとともに、今後とも町を見守り、お力添えをいただきたいと思います。

簡単ではありますが、議会議員からの感謝の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

――町長あいさつ――

○議長(古越 弘君) ここで町長よりあいさつを願います。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 議会定例会の閉会に当たりまして、ひと言お礼を申し上げます。

先ほどは、退職する5名の課長にあいさつの機会をいただきまして、ありがとうございました。

議員の皆様には、11日間にわたり、慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。ご決定いただきました本予算が、町民の皆様の暮らしを守り、地域の発展につながるべく、諸事業の執行に当たりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

なお、今議会におきましては、予算書の差しかえや条例案の誤字脱字、議会招集あいさつの印刷ミスによる開会の遅れなど、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけい

たしました。大変申しわけありませんでした。今後は、このようなミスが繰り返されないよう、役場組織としても私自身としても、心を引き締めてまいりたいというふうに思います。

また、議会運営委員会の皆様に同行させていただきましたミネベア社長との懇談では、町側と議会が一体になって取り組んでいる姿が、ミネベア関係者にも伝わり、大きな成果を上げることができましたことに、改めて感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

いよいよ春を迎え、ということですが、まだまだ寒い日も続きます。卒業式や入学式、送別会や歓迎会など、何かと慌ただしい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、一層ご活躍いただきますよう、ご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長(古越　弘君) それでは、これにて平成28年第1回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

閉　会　午前11時47分